

JIS

船 用 荷 役 フ ッ ク

JIS F 2105-1995

(2006 確認)

平成7年6月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：運輸大臣 制定：昭和 32. 8. 18 改正：平成 7. 6. 1

官 報 公 示：平成 7. 6. 14

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 上田 雄司）

この規格についての意見又は質問は、運輸省海上技術安全局技術課（〒100 東京都千代田区霞が関2丁目1-3）又は工業技術院標準部機械規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

船用荷役フック

F 2105-1995

Shipbuilding—Cargo hooks

1. 適用範囲 この規格は、船に用いる荷役フックについて規定する。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS B 0205 メートル並目ねじ

JIS B 0207 メートル細目ねじ

JIS B 2801 シャックル

JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材

JIS G 4051 機械構造用炭素鋼鋼材

JIS G 4303 ステンレス鋼棒

JIS G 4314 ばね用ステンレス鋼線

JIS H 3260 銅及び銅合金線

2. 種類 荷役フックの種類は、A形(スイベル付き)・AS形(スイベル及びストッパー付き)、B形(シャックル付き)・BS形(シャックル及びストッパー付き)及びC形・CS形(ストッパー付き)の6種類とする。

3. 構造、形状及び寸法 荷役フックの構造、形状及び寸法は付図1～11によるほか、次による。

- (1) スイベル部のねじ、JIS B 0207の規定による。
- (2) シャックル及びシャックルボルトのねじは、JIS B 0205の規定による。
- (3) C形及びCS形のシャックルは、JIS B 2801の規定による。
- (4) ストッパーの形状については、一例として示す。

4. 材料 荷役フックの材料は、付図1、付図5及び付図9のとおりとする。

5. 検査 荷役フックの検査は、次の表1に示す試験荷重を加えて行い、各部に異状があつてはならない。ただし、試験時のリングの状態は、図1に示すとおりとする。

図1 試験時のリングの状態

